電気通信大学実践的コミュニケーション教育推進室規程

制定 平成26年1月21日規程第24号 最終改正 令和5年2月22日規程第99号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学グローバル化教育機構規程第3条第2項に基づき電気 通信大学実践的コミュニケーション教育推進室(以下「推進室」という。)の組織及び 運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進室は、国際舞台で活躍する技術者及び研究者に必要な異文化理解、人間関係維持等の能力及び英語で職務を遂行することのできる能力を有する学生を育成することを目的とする。

(職員)

- 第3条 推進室に、次の各号に掲げる職員を置く。
 - (1) 推進室長
 - (2) 兼務教員(本学の教育研究職員で推進室に兼務するものをいう。)
- 2 推進室に、特任教員を置くことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、推進室の運営に必要な職員を置くことができる。 (推進室長)
- 第4条 推進室長は、本学の職員のうちから、電気通信大学グローバル化教育機構長の推薦に基づき、学長が指名する。
- 2 推進室長は、推進室の活動を統括する。
- 3 推進室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(人事、予算に関する事項の取り扱い)

- 第5条 推進室に置かれる兼務教員及び特任教員の人事に関する事項については、本学におけるグローバル化教育の全学的視点に立った効果的な実施体制を整備するため、グローバル化教育推進会議で審議し、大学教育センターと協議の上、全学教育・学生支援機構に提案するものとする。
- 2 推進室の予算に関する事項については、グローバル化教育の効率的、効果的な推進のため、グローバル化教育推進会議で審議するものとする。

(部門)

- 第6条 推進室に、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる部門及び室(以下「部門等」という。)を置く。
 - (1) 言語学習支援システム開発部門
 - (2) 外国語運用工房部門
 - (3) 言語学習支援室
- 2 部門等に部門長及び室長を置き、推進室長の推薦に基づき学長が命ずる。この場合に おいて、推進室長が部門等の長を兼ねることを妨げない。
- 3 部門等の長は、部門等の業務を統括するとともに推進室長を補佐する。

- 4 推進室長は、必要に応じ、部門等に副部門長又は副室長を置くことができる。 (事務)
- 第7条 推進室に関する事務は、学務部教務課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間に、最初に任命される推進室 長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成29年1月26日規程第88号)

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第129号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月22日規程第99号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。